

合併協定項目45項目を提案

久留米広域合併協議会第3回会議が3月29日、久留米市庁舎で開催されました。第3回協議会には、31人の委員が出席、第2回協議会以降の協議会活動の報告のほか、合併協定項目、15年度事業計画、同予算などを協議しました。

●報告第6号・第2回協議会(2月28日)以降の協議会活動について
2月28日から3月28日まで開催された第3回合併協議会幹事会(3月20

日)、第1回総合調整部会(3月18日)など、延べ38分科会16ワーキンググループの活動を報告しました。

●報告第7号・久留米広域合併協議会財務規程の一部改正について
歳入項目「繰越金の数及び項を定める



▲合併協定項目などについて熱心な協議が進められた第3回協議会

財務規程の一部改正が報告されました。

●第8号議案・合併協定項目について
45項目の合併協定項目(下段参照)、協議会が方向性を協議する項目(下段白抜き数字)、小委員会が協議する項目の3点について提案し、次回の協議会において協議し、決定することになりました。

●第9号議案・平成15年度久留米広域合併協議会事業計画
定期的な協議会の開催、新市建設計画の作成、調査研究の実施、合併協議会だよりなどの発行、ポスターの作成、ホームページの充実・更新などの事業計画が承認されました。

●第10号議案・平成15年度久留米広域合併協議会予算
新市建設計画作成経費や広報紙発行、ポスター作成、ホームページの更新経費など、事業実施に伴う歳入・歳出それぞれ総額5,003千円の予算が承認されました。

●質疑 今回提案された合併協定項目(下段)、項目の追加や削除はできるか。
●回答 協議が必要項目で認められれば項目の追加はできます。合併協定項目が決定されれば削除することについてはありません。

●質疑 合併協定項目は行政の仕事をどう変えていくかという内容になっていく。住民に負担をかけている道路愛護
●回答 合併の方式については任意協議会で「法定協議会で整理する」との確認がされています。合併の方式も合併協定項目の1項目でありますので、スケジュールに沿って協議会で協議し、決定していただく予定です。

●質疑 新市建設は新市の「夢」です。事務局にはできるだけ夢があるような、また住民が納得いくような新市建設計画を作り上げていただきたいし、それに対しては存分な協議をお願いします。

久留米広域合併協議会では、約1500項目にのぼる事務事業の調整方針案づくりなどを行うため、専門部会や分科会・ワーキンググループ会議を精力的に開催し、協議を進めています。今回は、この中から、総合調整部会と住民の皆さんに関係の深い資産税ワーキンググループ会議を紹介します。

第1回総合調整部会が3月18日、久留米市庁舎で開催されました。同部会には、各市町の企画や財政、電算担当者など15人が出席し、合併協定項目や一部事務組合の調整方法などを協議しました。

同部会には、新市建設計画策定会議や財政調整会議、電算調整会議、人事調整会議及び企画調整会議の5分科会が設置されています。

各分科会で今後、新市建設計画の原案作成や新市の財政シュミレーション、電算システムの統合、行政改革、広域行政などについて検討・調整します。



また、同日には固定資産税のワーキンググループ会議も久留米市庁舎で開催されました。

同会議では、各市町の土地・家屋の調査方法や税額の根拠となる評価方法など現状が報告され、相違点などを確認しました。今後、相違点の整理などを行い、所管の部会、幹事会を経て協議会の場で調整方針が協議されることとなります。



久留米広域合併協議会のホームページでは、協議会の開催案内や会議資料、議事録など、協議会に関する情報が掲載されています。

- また、各市町の担当課及び連絡先は次のとおりです。
- 久留米市 広域合併推進室 0942・30・9128
 - 田主丸町 総務課 09437・2・2111
 - 北野町 企画財政課 0942・78・3551
 - 城島町 広域合併推進室 0942・62・2111
 - 三潴町 企画財政課 0942・64・2311

第8号議案で提案された合併協定項目(案)

| 事務事業の一元化に係る事項 | | | | | | | | | | 自治体の運営に関する基本的な事項 | | | | | 合併特例法による協議事項 | | 基本的事項 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---------------|------------|-----------------|---------------|--------------|-------------|-------------|-------------|------------|------------|------------------|-------------|------------|-------------|-------------------|--------------|-------------|-----------|---------|------------|--------------|-------------|----------|-----------------|------------|--------|-----------|--------------|------------|--------------|-------------|--------------|------------|------------|-----------|--------------|---------------|--------------------|------------------|-------|-------|-------|---|---|---|
| 45 | 44 | 43 | 42 | 41 | 40 | 39 | 38 | 37 | 36 | 35 | 34 | 33 | 32 | 31 | 30 | 29 | 28 | 27 | 26 | 25 | 24 | 23 | 22 | 21 | 20 | 19 | 18 | 17 | 16 | 15 | 14 | 13 | 12 | 11 | 10 | 9 | 8 | 7 | 6 | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 |
| 新市建設計画 | 社会教育事業の取扱い | 学校教育事業・通学区域の取扱い | 商工・観光関係事業の取扱い | 農林水産関係事業の取扱い | 土地利用に関する取扱い | 公共交通に関する取扱い | 道路事業に関する取扱い | 保健医療事業の取扱い | 介護保険事業の取扱い | 国民健康保険事業の取扱い | 高齢者福祉事業の取扱い | 児童福祉事業の取扱い | 障害者福祉事業の取扱い | 下水道(生活排水)処理事業の取扱い | 上下水道事業の取扱い | ごみ処理に関する取扱い | 商場に関する取扱い | 消防団の取扱い | 消防防災事業の取扱い | コミュニティ施策の取扱い | 情報公開に関する取扱い | 行政区間の取扱い | 国際交流事業・姉妹都市の取扱い | 広報広聴事業の取扱い | 慣行の取扱い | 町名・字名の取扱い | 補助金・交付金等の取扱い | 公共的団体等の取扱い | 使用料・手数料等の取扱い | 一部事務組合等の取扱い | 事務組織及び機構の取扱い | 条例・規則等の取扱い | 特別職の身分の取扱い | 地域審議会の取扱い | 一般職の職員身分の取扱い | 一歩離れの職員身分の取扱い | 農業者会の委員の定数及び任期の取扱い | 議会の議員の定数及び任期の取扱い | 新市の名称 | 合併の期日 | 合併の方式 | | | |

※「協議会で方向性を協議する項目(白抜き数字)」は、まず協議会が協定項目の調整にあたっての方向性を決定し、その「方向性」に基づき、幹事会、分科会等が調整方針案を作成し、改めて協議会において調整方針を協議・決定します。

その他の協定項目については、幹事会、分科会等で調整方針案を作成され、協議会において協議・決定します。